

土木請負工事における現場環境改善実施要領

1 目 的

近年、住民の協力を得て工事を円滑に進めるうえで、地域との連携を図ることが重要になっている。また、建設労働者不足が深刻化するなかで労働者の作業環境を改善することは、必要な労働者を確保し事業を円滑に推進するうえでも、不可欠の条件となってきた。

工事現場の現場環境改善は、これらを踏まえて、地域との積極的な連携を図りつつ、そこで働く関係者の意識を高めるとともに、関係者の作業環境を整えることにより、公共事業の円滑な執行に資するものである。

2 対象工事

原則、すべての屋外工事を対象とする。ただし、維持工事等で実施が困難なもの及び効果が期待出来ないものについては、対象外とすることが出来る。

※実施が困難な工事・・・災害復旧工事、維持修繕工事 等

※効果が期待できない工事・・・工期が1ヶ月未満など工期の短い工事 等

なお、当初対象外とした工事でも受注者から現場環境改善の実施の協議があった場合、対象とすることができる。

3 実施順序

1) 発注者は、現場環境改善に要する費用を当初設計から計上し、「4. 施工条件の明示」を参考に特記仕様書に明示する。

2) 受注者は、現場環境改善の施工内容について施工計画書に含めて提出する。
なお、各項目の実施内容については、受注者に一任する。

3) 監督員は、工事中に現地において、現場環境改善内容について確認する。

4 施工条件の明示

第〇〇条 工事現場の現場環境改善

本工事は、周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を目的としており、「現場環境改善費」を計上した工事である。

1. 現場環境改善費の実施する内容は以下のとおりとし、計上項目ごとに1内容以上選択し合計5つの内容を実施することとする。

2. 以下に示す現場環境改善の施工内容において、受注者は、施工計画書に含めて監督員に提出するものとし、内容等に変更が生じた場合は、監督員と協議するものとする。なお、協議により現場環境改善を実施しない場合は変更設計の対象とする。

3. 受注者は、現場環境改善のうち熱中症対策・防寒対策に関する費用について、当該対策の施設・設備の種類や規模及び設置期間等を監督員と協議し、対策の妥当性が確認された場合、設計変更（積み上げ計上）の対象とすることができる。
4. 現場環境改善で実施した内容については、「富山県請負工事成績評定要領」第4第7項による評定の対象としないこととする。

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	1.用水・電力等の供給設備、2.緑化・花壇 3.ライトアップ施設、4.見学路及び椅子の設置 5.昇降設備の充実、6.環境負荷の低減
営繕関係	1.現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 2.労働者宿舍の快適化 3.デザインボックス（交通誘導警備員待機室） 4.現場休憩所の快適化 5.健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	1.工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2.盗難防止対策（警報器等）
地域連携	1.完成予想図、2.工法説明図、3.工事工程表 4.デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 5.見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6.見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 7.パンフレット・工法説明ビデオ 8.地域対策費（地域行事等の経費を含む）、9.社会貢献

5 積算について

1) 積算方法について

積算方法は土木工事標準積算基準書（共通編）第1編第9章「土木請負工事における現場環境改善費の積算」によるものとする。

2) 熱中症対策・防寒対策に関する費用について

主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。

なお、積み上げ計上をする場合は、受注者に必要経費の見積の提出を求め、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される額の50%を上限とする。

3) 熱中症対策・防寒対策に関する費用計上の留意事項について

熱中症対策・防寒対策に関する費用計上にあたっては、以下の点に留意して、

工事毎の費用を適切に計上するものとする。

- ① 熱中症対策・防寒対策に関する施設や設備について、リース品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分のリース費用を計上する。
- ② 購入品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分の減価償却費を計上する。
- ③ 施設・設備の種類や規模及び設置期間については、受発注者協議の上、決定するものとする。

6 その他

本要領に基づき実施した内容について、工事成績評定の加点対象としない。

なお、現場環境改善の実施が困難になった場合、これを理由とした工事成績評定減点を行わない。